

平成22年4月5日(月)から

戸籍事務のコンピュータ化を行います

現在の戸籍事務は、戸籍の原本に手書きやタイプライターでの記載、また、コピー機による証明書の発行など、多くが手作業で行われていたため、証明書の交付や戸籍ができるまでに時間がかかっていました。

平成22年4月5日(月)からコンピュータ化することになり、戸籍事務の迅速化、正確性の確保など窓口サービスの向上を図ることができます。



戸籍とは…

日本国民の夫婦・親子・兄弟などの親族関係を証明するものです。

○ 戸籍証明書の作成・発行が早くなります。

届出をして戸籍ができ上がるまでの時間や、証明書を申請してお渡しできるまでの時間が、大幅に短縮されます。

○ 戸籍証明書が見やすくなります。

用紙が、B4版のたて書きからA4版のよこ書きに変わります。

内容も、文章から箇条書き、漢数字も、算用数字(壱貳參肆から1234)になり、より見やすく、より分かりやすくなります。

○ 戸籍証明書の名称が変わります。

戸籍の証明書を「戸籍謄・抄本」から「戸籍の全部・個人事項証明書」へと名称を変更します。名称は変わりますが、請求方法は変わりません。

○ 除籍されている方は、記載されません。

コンピュータ化前に死亡や婚姻離婚により除籍されている方は、新しい戸籍には載りません。

新しい戸籍に載っていない方の証明が必要な場合は、コンピュータ化前の戸籍(「平成改製原戸籍」と呼びます。)をご請求ください。

○ 戸籍証明書の発行手数料は今までどおりです。

戸籍証明書の発行手数料は、今までどおり1通450円です。

除籍・平成改製原戸籍は、1通750円です。

○ 戸籍の附票もコンピュータ化されます。

附票とは、戸籍に登録されている方の住所の履歴を記載しているものです。

戸籍事務と同時にコンピュータ化されます。



◎問い合わせ先／市民生活課 市民生活班 ☎82-9511(直通)